I 別紙 特別養護老人ホーム利用料

(1) 介護保険給付対象となるサービス等

令和3年8月~

(1日単位:円)

				(1 日単位:円)	
要介護度と	要介護1	要介護 2	要介護3	要介護4	要介護 5	
サービス基本利用	6, 520	7, 200	7, 930	8, 620	9, 290	
料金						
自己負担 1割	6 5 2	7 2 0	793	862	9 2 9	
自己負担 2割	1, 304	1, 440	1, 586	1, 724	1, 858	
自己負担 3割	1, 956	2, 160	2, 379	2, 586	2, 787	
外泊時費用 1日に					目につき	
病院へ入院した場	合または居宅等	等における外泊	を行った場合に	加算し	2 4 6 単位	
ます。月6日限度	とします。					
初期加算				1 =	日につき	
入所した日から3	0 日以内の期間	引と30日を超れ	える入院後に再	入所し	3 0 単位	
た場合に加算しま	す。					
療養食加算				1 食	につき	
医師の発行する食	事箋に基づく療	養食を提供し7	た場合に加算し	ます。	6 単位	
サービス提供体制強化加算 (I)					につき	
介護職員の総数の	介護職員の総数のうち、勤続10年以上の介護福祉士を35%以上 22単位					
配置した場合に加算します。						
看護体制加算 (I)					目につき	
常勤の看護師を1名以上配置した場合に加算します。					6 単位	
看取り介護加算(I)						
医師が回復の見込	みがないと診断	「した入所者に	ついて、本人及	び家		
族とともに、医師、看護師、介護職員等が共同して、随時本人また						
はその家族に対して十分な説明を行い、合意をしながらその人らし						
い尊重した看取り介護を行った場合、死亡日を含めて45日を上限						
として加算します	0				目につき	
			1 日以上4 5 日.		7 2 単位	
死亡日以前4日以上30日以下			下	1 4 4 単位		
		死亡日の前日	及び前々日		680単位	
		死亡日		1,		
介護職員処遇改善力				tata I a a a	加算率	
基本サービス費に			率を乗じた額で	算定します。	8.3%	
介護職員等特定処遇改善加算 (I) 基本サービス費に各種加算を加えた総額に加算率を乗じた額で算定します。					加算率	
基本サービス費に	各種加算を加え	た総額に加算る	率を乗じた額で	算定します。	2. 7%	

< 高額介護サービス費の制度 >

介護サービス費の負担上限額を超えた部分は、高額介護サービス費として払い戻し手続きが ありますので、お住いの市町村にお問い合わせ下さい。

※ 入院期間中の利用料金について

- ・外泊時費用(1日 246円 月6日を限度)をご負担いただきます。月をまたいでの 外泊、入院の場合には最大12日の限度となります。
- ・入院期間においても居住費をご負担いただきます。 介護保険負担限度額認定を受けている場合、認定証の有効は6日間であり、7日目以降は、 当施設で定める居住費(基準費用額 1日 2006円)をご負担いただきます。
- ・30日を超える入院後に再び入所した場合、初期加算(1日 30円)をご負担いただきます。

(2) 介護保険対象とならないサービス

居住費	1日あたり	2, (006円	
食 費	1日あたり	1, 4	445円	
理容サービス	カット代、顔そり代	5		
レクリエーション・クラブ活動	材料代等の実費			
複写物	1枚につき		10円	
日用生活品	購入代金実費 (おむつ代は除く)			
電化製品(テレビ等)	電源1件につき	1 日	50円	
居室明け渡し清算料金 サービス基本利用料金の全額をいただきます				

< 特定入所者介護サービス費の制度 >

居住費・食費については、市町村民税世帯非課税等所得が一定基準以下の方は、自己負担額が下表のとおり段階に応じて軽減されますので、お住いの市町村にお問い合わせ下さい。

※「介護保険負担限度額認定証」による負担段階と居住費・食費負担限度額 (特養入所者)

利用者	対 象 者	預貯金等	居住費	食 費
負担段階		合計額	負担限度額	負担限度額
第1段階	市町村民税世帯非課税の老齢福祉	1日につき	1日につき	
	生活保護受給者	820円	300円	
第2段階	市町村民税世帯非課税であっ	かつ、預貯金等の合	1日につき	1日につき
	て、課税年金収入額と合計所得	計が 650 万円 (夫婦	820円	390円
	金額の合計が80万以下の方	は1,650万円)以下		
第3段階	市町村民税世帯非課税であっ	かつ、預貯金等の合	1日につき	1日につき
1	て、年金収入額+合計所得金額	計が 550 万円 (夫婦	1,310円	650円
	が年額80万円超120万円以下	は1,550万円)以下		
第3段階	市町村民税世帯非課税であっ	かつ、預貯金等の合	1日につき	1日につき
2	て、年金収入額+合計所得金額	計が 500 万円(夫婦	1,310円	1,360円
	が年額 120 万円超	は1,500万円)以下		
第4段階	上記以外の方	1日につき	1日につき	
(非対象)			2,006円	1,445円